

産地・港湾が連携した農林水産物・食品のさらなる輸出促進事業  
(港湾機能高度化施設整備事業 (貨物積替円滑化支援施設))

令和3年度募集要領

■応募期間

令和3年4月1日(木)～令和3年4月30日(金)  
午後5時必着

■問い合わせ先

国土交通省港湾局計画課 中嶋、井上  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
連絡先 Tel. 03-5253-8111 (内線 46-353、46-356)  
03-5253-8670 (直通)  
Eメール: nakajima-y2be@mlit.go.jp  
inoue-s2kr@mlit.go.jp

## <目次>

### I. 事業の概要

1.	事業の目的等	
1. 1	事業の目的	1
1. 2	募集の前提	1
2.	事業内容	
2. 1	補助対象事業	1
2. 2	事業主体	1
2. 3	対象港湾	2
2. 4	補助対象経費	2
2. 5	補助金額	3

### II. 事業の実施

1.	事業の公募について	
1. 1	公募手続き	4
1. 2	事業の評価・審査	4
1. 3	事業の採択	5
1. 4	複数年度にまたがる事業の取り扱いについて	5
2.	補助金の交付について	
2. 1	交付申請	5
2. 2	交付における留意事項	6
3.	事業中及び事業完了後の留意事項	
3. 1	実績報告	6
3. 2	会計検査に伴う資料請求及び現地検査等	6
3. 3	事業の効果等に係る報告	6
3. 4	取得財産の管理	7
3. 5	交付決定の取消、補助金の返還、罰則等	7
3. 6	アンケート、ヒアリングへの協力	7
3. 7	情報等の取扱い等	7



# I. 事業の概要

## 1. 事業の目的等

### 1. 1 事業の目的

「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）等において、農林水産物・食品の輸出額を2030年までに5兆円とする目標が設定されたことを受け、産地が取り組む大ロット・高品質・効率的な輸出を後押しするため、産地と港湾の連携を促進するとともに、港湾やその近傍において、現状では不足している輸出機能の強化に資する取組を促進することが求められています。このため、国土交通省では、農林水産省と連携し、農林水産物・食品の輸出産地が我が国港湾からの直航サービスを活用した輸出を行う拠点となる港湾である「特定農林水産物・食品輸出促進港湾」（通称：「産直港湾」）を支援する「産地・港湾が連携した農林水産物・食品のさらなる輸出促進事業」（港湾機能高度化施設整備事業（貨物積替円滑化支援施設））を実施します。

本事業では、農林水産物・食品の輸出取扱機能の向上を図るために民間事業者が実施する、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾における国際コンテナ又は国際シャーシ輸送に係る小口貨物等の積替円滑化を支援するために、貨物の積替、コンテナ又はシャーシの蔵置を行うための施設及び埠頭内でのリーファーコンテナの蔵置時に電源供給を行うための施設の整備に対する補助を実施します。

### 1. 2 募集の前提

本事業は、「港湾機能高度化施設整備費補助交付要綱」（令和3年4月1日国港総第714号改正）及び「特定農林水産物・食品輸出促進港湾形成事業実施要綱」（令和3年4月1日国港総第54号改正）に基づき実施するものです。補助を受けるにあたっては、交付決定時点において、農林水産物・食品の輸出促進のために輸出産地と港湾が連携して策定する計画である「産地・港湾連携型農林水産物・食品輸出促進計画」（以下、「連携計画」という。）に補助対象者が行う事業が含まれており、同計画が農林水産省及び国土交通省の共同認定を受けていることが必要となります。

## 2. 事業内容

### 2. 1 補助対象事業

国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾における国際コンテナ又は国際シャーシ輸送に係る小口貨物等の積替円滑化を支援するために、貨物の積替、コンテナ又はシャーシの蔵置を行うための施設及び埠頭内でのリーファーコンテナの蔵置時に電源供給を行うための施設の整備を行う事業を対象とします。

## 2. 2 事業主体

民間事業者を対象とします。ただし、港湾法第43条の11第1項の規定による指定を受けた港湾運営会社及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第3条第1項の規定による指定を受けた特定外貿埠頭の管理運営を行う者は除きます。

なお、事業主体及び関係者がイからトまでのいずれかに該当する場合は対象外となります。また、採択後に判明した場合も対象外となります。

また、事業主体から工事を受注した者（以下「受注者」という。）（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が、イからトまでのいずれかに該当する場合（採択後に判明した場合も含む）は対象外となります。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請け契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、国が事業主体に対して当該契約の解除を求め、事業主体がこれに従わなかったとき。

## 2. 3 対象港湾、対象地域

農林水産省及び国土交通省による認定を受けた「連携計画」（補助金の交付決定前に認定を受ける見込みであるものも含む）が対象とする港湾及び地域

## 2. 4 補助対象経費

補助金の交付の対象は、事業の実施のために必要な以下の施設の整備等に関する経費（本工事費、附帯設備費、附帯工事費、測量設計費、用地費及び補償費）のうち、国土交通省が認める費用とします。

### <補助対象施設>

港湾を通じた農林水産物・食品の輸出促進に資する以下の施設のうち、「連携計画」に位置付けられたものとします。

- ・ 貨物積替円滑化支援施設（国際コンテナ又は国際シャーシ輸送に係る小口貨物等の積替円滑化を支援するために、貨物の積替、コンテナ又はシャーシの蔵置を行うための施設）
- ・ リーフターコンテナの蔵置時に電源供給を行うための施設

## 2. 5 補助金額

補助対象経費の1／3以内とします。

（予算の範囲内での補助となります。）

## Ⅱ. 事業の実施

### 1. 事業の公募について

#### 1. 1 公募手続き

以下のとおり、補助対象事業を公募いたします。

#### ■令和3年度応募受付期間

令和3年4月1日（木）

～令和3年4月30日（金）午後5時（必着）

#### ■応募書類

別紙1の採択申請書に必要な事項を記入するとともに、別紙2に掲げる資料を一式揃えて提出して下さい。

なお、応募書類の提出後にJV等により補助対象者となる民間事業者の設立を予定している場合は、出資を予定している者の連名で別紙1の採択申請書を提出して下さい。

#### ■応募書類の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省港湾局計画課 企画室

電話：03-5253-8111（内線 46-356） 03-5253-8670（直通）

#### ■応募書類の提出方法

応募書類は、紙及び電子媒体（CD-R等）にて、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出下さい。郵送（書留郵便を除く。）又は電送（電子メール、ファクシミリ等）によるものは受け付けません。

### 1. 2 事業の評価・審査

募集期間中に応募のあった事業については、港湾を通じた農林水産物・食品輸出促進の観点から、以下の通り評価・審査します。評価・審査の過程で、内容等に不明確な部分がある場合等は、応募者に対して、必要に応じ、追加の資料請求やヒアリング等を行う場合があります。

なお、本事業の円滑な実施の観点から、応募のあった事業について、港湾計画との整合性等について、国土交通省の担当部局から港湾管理者に問い合わせを行う場合があります。

また、応募書類に虚偽の記載をした場合には、当該応募を無効とすることがあります。

#### <評価・審査の観点>

- ①補助対象施設が「連携計画」に位置づけられたもの、もしくは補助金の交付決定前に位置づけられる見込みのものであること
- ②補助対象施設を活用して行う農林水産物・食品の輸出が、我が国港湾からの直航サービス（国際フィーダーサービスで国際コンテナ戦略港湾からの直航サービスに接続するものを含む）を利用するものであること
- ③補助対象施設の仕様が妥当であること
- ④概算事業費が妥当であること
- ⑤事業全体の資金計画が妥当であること
- ⑥その他、必要と認められる事項（国の政策との整合性等）

応募事業の補助金の要望額の合計が予算額を上回る場合には、評価項目の内容を勘案して優先順位をつけた上で、各事業の交付予定額を決定いたします。事業が採択されたとしても、要望通りの補助額を交付することができない場合もございますので、予めご承知置き下さい。

#### 1. 3 事業の採択

国土交通省が、農林水産省と協議の上で採択候補事業を決定し、事業主体に対し書面により通知します。

#### 1. 4 複数年度にまたがる事業の取り扱いについて

複数年度にまたがる事業の扱いは、次のとおりとなります。

- ・応募時には、各年度の計画を含む事業の全体計画を提出していただきます。
- ・事業の全体計画が採択された場合、次年度以降、改めて応募いただく必要はありませんが、毎年度、補助金交付申請を行っていただく必要があります。
- ・各年度の計画における補助対象部分の出来高に応じて、各年度に補助を行います。
- ・次年度以降については、次年度以降の予算の状況によるため、事業採択時点において、次年度以降の補助金額を確定することはできませんが、予算の範囲内で優先的に補助することになります。従って、初年度の補助金交付をもって、計画された通りに次年度以降の補助金交付を約束するものではないことにご留意下さい。
- ・各年度の計画及び事業の全体計画を途中で変更する場合は、速やかに協議を行っていただく必要があります。

#### 2. 補助金の交付について

##### 2. 1 交付申請

補助金の交付申請の手続き等については、港湾機能高度化施設整備補助交付要綱（以下「交付要綱」という。）等によるものとし、事業採択の決定通知時にお知らせします。

## 2. 2 交付における留意事項

交付決定時に事業着手（工事請負契約の締結等）している事業は、補助対象外となりますのでご注意ください。

補助対象経費に、国からの他の補助金（補助金等に係る予算の執行の適性化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）第2条第1項第1号から第4号に規定する補助金等）が含まれている事業は、補助対象外となります。

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）については、消費税等相当額から消費税仕入額控除額を減額した額を補助対象とします。

交付決定後に、応募書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合、交付決定を取り消すことがあります。

## 3. 事業中及び事業完了後の留意事項

### 3. 1 実績報告

各年度の事業完了後、実績報告書の提出が必要となります。

また、工事が交付申請の内容に沿って実施されたことを確認するため、工事監理等を実施した者の証明書を求めることがあります。なお、当該証明書に係る費用が発生した場合であっても、当該費用は補助金としての申請ができませんのでご注意ください。

### 3. 2 会計検査に伴う資料請求及び現地検査等

各年度の事業完了後、実績報告書の提出を受け、必要に応じて関係資料の提出依頼及び現地検査を行う場合があります。

また、本事業は会計検査院による検査対象となります。補助金の適正な執行及び補助事業に関する書類（経理処理関係書類を含む。）の整理・保存に十分ご注意ください。

### 3. 3 事業の効果等に係る報告

補助事業者に対し、事業完了後、港湾を通じた農林水産物・食品の輸出促進に係る効果等について報告を求めることがあります。なお、必要に応じデータの提供等についてご相談させていただくことがあります。

### 3. 4 取得財産の管理

補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わなければならない。

補助事業者は、承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。また、承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を納付させることがあります。

### 3. 5 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等

万一、交付要綱に違反する行為が行われた場合、適化法に基づき、以下を含む各種措置が講じられ得ることに留意してください。

- ・適化法第17条の規定による交付の決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条の規定による加算及び延滞金の納付
- ・適化法第29条から第32条までの規定による罰則
- ・相当の期間、補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと

### 3. 6 アンケート、ヒアリングへの協力

本事業に関する調査・評価のため、事後アンケートやヒアリングに協力していただくことがあります。

### 3. 7 情報等の取扱い等

本事業について広く一般に紹介するため、国土交通省のホームページ、パンフレット等に事業内容に関する情報を使用することがあります。

この場合、採択申請書に記載された内容等について、補助事業者等の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。